

○茨城県立医療大学防火管理規程

平成8年2月7日  
医療大訓第37号

改正 平成8年11月27日

(趣旨)

**第1条** この規程は、茨城県立医療大学（以下「本学」という。）における防火管理の徹底を期し、もって火災の発生を防止するとともに火災による被害を軽減するため、防火組織、防火対策その他防火管理上必要な事項を定める。

(他の法令との関係)

**第2条** 本学における防火管理については、他の法令に定めがある場合のほか、この規程の定めるところによる。

(防火管理委員会)

**第3条** 防火管理組織の統一的運用を図るため、防火管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は学長を、副委員長は副学長、事務局長をもってあてる。

4 委員は、次の職にあるものをもってあてる。

(1) 学生部長

(2) 附属図書館長

(3) 付属病院長

(4) 事務局次長

(5) 総務課長及び病院管理課長

(6) その他委員長が特に必要と認めた者

(委員会の審議事項)

**第4条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 消防計画及びその実施に関すること。

(2) 防火に関する諸規程の制定及び改廃に関すること。

(3) 消防用設備等の改善に関すること。

(4) その他防災に関し必要な事項

(会議等)

**第5条** 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の運営については、委員長が別に定める。

3 委員会の庶務は、事務局総務課において行う。

(管理権限者)

**第6条** 校舎等の管理について権限を有するもの（以下「管理権限者」という。）は、事務局長とする。

(防火管理者)

**第7条** 校舎等の防火管理を行うため、防火管理者を置く。

2 防火管理者は事務局次長とする。

(防火管理者の職務)

**第8条** 防火管理者は、管理権限者の命を受け、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 消防計画の作成並びにこれに基づく消火、通報及び避難の訓練の実施に関する  
こと。

(2) 消防の用に供する設備、消防用水又は消防活動上必要な施設の点検及び整備に関  
すること。

(3) 火気の使用又は取扱に関する監督

(4) その他防火管理上必要な事項

(火元責任者)

**第9条** 各校舎の各室に火元責任者を置く。

2 茨城県立医療大学施設等管理規程(平成7年医療大訓第18号)第3条に規定する  
施設管理者(以下「施設管理者」という。)は、当該校舎等における各室に火元責任  
者を指名し、防火管理者に届け出なければならない。

3 火元責任者は、その責任に属する室について次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 火気取扱の注意及び安全の確認

(2) 火気周辺の整理整頓

(3) 消火器の点検、配置及び数量等の確認

(4) その他火気の防止に関すること。

(点検検査)

**第10条** 防火管理者は、消火設備、避難設備その他防火管理に関する設備等について、  
点検検査を行う者(以下「点検検査員」という。)を指名し、別表に定める基準によ  
り点検検査を行わせなければならない。

2 点検検査員は、前項の点検検査を終了したときは、その結果を点検検査報告書によ  
りすみやかに防火管理者に報告しなければならない。

(自衛消防隊)

**第11条** 火災等による被害を軽減するため、自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織、任務その他必要な事項は、別に定める。

(連絡)

**第12条** 防火管理者は、常に消防機関と連絡を密にし、防火管理の適正を期するよう  
努めなければならない。

(非常持出)

**第13条** 施設管理者は、その担当する施設にかかわる重要な書類及び物品等に「非常  
持出」の表示をしておかななければならない。

(職員の義務)

**第14条** 職員は、火災防止のため、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 教室、廊下、倉庫又は危険物のある場所では喫煙その他火気を使用してはならない。
- (2) 各室最後の退出者は、必ず火気の後始末をし、又はその点検を行い、安全を確認の上退出しなければならない。
- (3) 学内で火災を発見したときは、ただちに他の教職員等の協力を求め、臨機の処置をとるとともに、消防機関及び防火管理者に通報しなければならない。
- (4) 教職員等は、進んで防火に関する教育及び訓練を受け、防火管理の完璧を期するように努めなければならない。

(その他)

**第15条** 管理権限者は防火管理上、必要があると認めるときは、この規程に基づく対策の実施状況について報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

- 2 学生その他本学の校内において委託事業又は請負工事等に従事している者については、この規程を適用する。

(補則)

**第16条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、事務局長が別に定める。

付 則

この規程は、平成8年2月7日から施行する。

付 則

この規程は、平成8年12月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

自主点検，検査を実施するための組織編成表

種 別	実 施 区 分	点 検 検 査 員
自 主 検 査	建物（構造等）	総務課庶務係
	防火避難施設	総務課庶務係
	火気設備器具	各火元責任者
	電気設備	総務課庶務係
	危険物施設	総務課庶務係
自 主 点 検	消火器	総務課庶務係
	屋内消火栓設備	
	屋外消火栓設備	
	屋内消火栓ポンプ	
	屋外消火栓ポンプ	
	二酸化炭素設備	
	自動火災報知設備	
	ガス漏れ火災報知設備	
	非常ベル	
	非常放送設備	
	避難器具	
	誘導灯及び誘導標識	
	消防用水	
	連結散水設備	
	連結送水管	
非常コンセント設備		

別表第2（第10条関係）

自主検査チェック票（定期）

実施項目及び確認箇所		検査結果	
建物構造	(1)基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。		
	(2)柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。		
	(3)天井 仕上げ剤に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。		
	(4)窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。		
	(5)外壁（貼石・タイル・モルタル・塗り壁等） 貼石・タイル・モルタル等の仕上げ材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。		
	(6)屋外階段 各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・老化等はないか。		
	(7)手すり 支柱が破損・腐食していないか。また、取り付け部にゆるみ・浮きがないか。		
	(8)消防隊非常用進入口は表示されているか。また、侵入障害はないか。		
防火施設	(1) 外壁の構造及び開口部等 ①外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ②外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品などを置いていないか。 ③防火戸は円滑に開閉できるか。		
	(2) 防火区画 ①防火区画を構成する壁、天井に破損はないか。 ②階段内に配管、ダクト、電気配線などが貫通していないか。 ③自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が最後まで閉まるか。 【確認事項】 ○常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ○煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を閉めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ④防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤防火戸、防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥防火ダンパーの作動状況は良いか。		
	(1) 廊下・通路 ①有効幅員が確保されているか。 ②避難上支障となる設備・機器などの障害物を設置していないか。		
	(2) 階段 ①手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ②階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③階段室に設備・機器などの障害物を設置していないか。 ④非常用照明がバッテリーで点灯するか。		

避難施設	(3)	避難階の避難口（出入り口）		
		①扉の開放方向は避難上支障ないか。		
		②避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。		
		③避難階段等に通ずる出入り口の幅は適切か。		
火器設備器具	(1)	厨房設備（大型レンジ，フライヤー等），ガスコンロ，湯沸器		
		①可燃物品からの保有距離は適正か。		
		②異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。		
		③ガス配管は亀裂，老化，損傷していないか。		
		④油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。		
		⑤排気ダクトの排気能力は適性か。また，ダクトは清掃されているか。		
(2)	ガスストーブ，石油ストーブ等			
	①自動消火装置は適性に機能するか。			
電気設備	(1)	変電設備		
		①電気主任技術者などの資格を有するものが検査を行っているか。		
②変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。				
(2)	電気器具			
	①タコ足の接続を行っていないか。			
危険物施設	(1)	少量危険物貯蔵取扱所		
		①標識は掲げられているか。		
		②掲示板（類別，数量など）には，正しく記載されているか。		
		③換気設備は適性に機能しているか。		
		④容器の転倒，落下防止装置はあるか。		
		⑤整理清掃状況は適正か。		
		⑥危険物の漏れ，あふれ，飛散はないか。		
⑦屋内タンク，地下タンクの場合に，通気管のメッシュに亀裂等はないか。				
検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
構造関係	年 月 日	火器設備器具	年 月 日	
防火関係	年 月 日	電気設備	年 月 日	
避難関係	年 月 日	危険物施設	年 月 日	

別表第3（第10条関係）

消防用設備等自主点検チェック票

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器	(1)設置場所に置いてあるか。	
	(2)消火薬剤の漏れ，変形，損傷，腐食等がないか。	
	(3)安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	(4)ホースに変形，損傷，老化がなく，内部に詰まりがないか。	
	(5)圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備	(1)使用上の障害となる物品はないか。	
	(2)消火栓扉は確実に開閉できるか。	
	(3)ホース，ノズルが接続され，変形，損傷はないか。	
	(4)表示灯は点灯しているか。	
屋外消火栓設備	(1)使用上の障害となる物品はないか。	
	(2)消火栓扉の表面には，消火栓又はホース格納箱と表示されているか。	
	(3)ホース，ノズルに変形，損傷はないか。	
屋内，屋外消火栓ポンプ	(1)電源は常時「入」になっているか。	
	(2)弁の確認。	
	(3)補給水槽に水は入っているか。	
	(4)ネジの緩みはないか。	
	(5)水の漏れ等はないか。	
二酸化炭素消火設備	(1)起動装置又はその間近に防護区画の名称，取扱方法，保安上の注意事項等が明確に表示されているか。	
	(2)手動式起動装置の間近の見やすい箇所に（二酸化炭素消火設備）の表示が設けてある。	
	(3)スピーカー及びヘッドに変形，損傷，つぶれなどはないか。	
	(4)貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
自動火災報知設備	(1)表示灯は点灯しているか。	
	(2)受信機のスイッチは，ベル停止となっていないか。	
	(3)感知器の破損，変形，脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備	(1)表示灯は点灯しているか。	
	(2)受信機のスイッチは，ベル停止となっていないか。	
	(3)用途変更，間仕切り変更，ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。	
	(4)ガス漏れ検知器に変形，損傷，腐食等がないか。	
非常ベル	(1)表示灯は点灯しているか。	
	(2)操作上障害となるものはないか。	

	(3)押しボタンの保護板に破損，変形，損傷，脱落等がないか。	
放送設備	(1)電源監視用の電源電圧計の指示が適正か，電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	
	(2)試験的に放送設備により，放送できるかどうか確認する。	
避難器具	(1)避難に際し，容易に接近できるか。	
	(2)格納場所の付近に物品等が置かれ，避難器具の所在がわかりにくくなっているか。	
	(3)開口部付近に書棚，展示台等が置かれ，開口部をふさいでいないか。	
	(4)降下する際に障害となるものがなく，必要な広さが確保されているか。	
	(5)標識に変形，脱落，汚損がないか。	
誘導灯及び誘導標識	(1)改装等により，設置位置が不適正になっていないか。	
	(2)誘導灯の周囲には，間仕切り，ついで，ロッカー等があつて視認障害となっていないか。	
	(3)外箱及び表示面は，変形，損傷脱落，汚損等がなく，かつ，適正な取り付け状態であるか。	
	(4)不点灯，ちらつき等がないか。	
消防用水	(1)地下式の防火水槽の水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備	(1)送水口の周囲は，消防自動車の接近に支障がないか，また，送水活動に障害となるものがないか。	
	(2)送水口に変形，損傷，著しい腐食等がないか。	
	(3)散水ヘッドの各部に変形，損傷等ないか。	
	(4)散水ヘッドの周囲には，散水を妨げる広告物，棚等の障害物がないか。	
連結送水管	(1)送水口の周囲は，消防自動車の接近に支障がないか，また，送水活動に障害となるものがないか。	
	(2)送水口に変形，損傷，著しい腐食等がないか。	
	(3)放水口の周囲には，ホースの接続や延長等の使用上の障害となるものがないか。	
	(4)放水口を格納する箱は変形，損傷，腐食等がなく，扉の開閉に異常はないか。	
	(5)表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備	(1)周囲に使用上の障害となるものがないか。	
	(2)保護箱は，変形，損傷，腐食等がなく，容易に扉が開閉できるか。	
	(3)表示灯は点灯しているか。	
検査実施者氏名	防火管理者確認	